



史料

英國道路物語 (六)

— 道路の發達史 —



山下定文

第三章 スチユアート朝時代の道路 (つゞき)

十七世紀には車輛運輸の量はその發展を阻止せんとして種々なる企てがなされたにも拘はらず着々と増加した。ゼームス一世及チャールズ一世が失敗せる馬車の使用を制限せんとする布告の精神は全く没却された。一六六一年には法令が組織的に無視せられて居るとの理由に依つて更に布告が發せられた。當時馬車は八、九頭若くは十頭と云ふが

如き多數の馬匹により索引せられて居り又六〇から七〇ハンドレッドウエイト(一ハンドレッドウエイトは本邦の十貫五四七二に當る)の重量貨物を輸送して居つた。實際當時制定せられて居た法令は常に實施せられて居なかつたのである。一例を擧げると、道路修繕並擴張法令中車輪はすべてそのタイヤの幅を四吋とすべしとの規定は「四吋幅のタイヤの車輪は現在多數地方の道路にある車輪の上を通過すること不可能である上、客用並貨物用車輛にこの新

規定車輪を直ちに裝備することも亦至難であるから、交通は妨げられるだらうとの抗議」によりその施行を一時的に停止しなければならなかつた。

一六六九年、道路修繕法案が審議せられたる時の馬車の道路に及ぼす損傷に關しなされたる討論は最も啓蒙的であつた。その論旨は小型二輪荷車を使用せしむるは可なるも、その運搬重量に嚴重なる制限を附すべしと云ふにあつた。演説者の一人であつたバーチ大佐は強硬にこの案に反對した。同大佐の主張するところは、二輪車にしたところが荷重が減少するわけではないから、四輪車より反つて道路を損傷せしめる度が激しいと云ふにあつた。同大佐は次の様な提案をなした。即ち、荷重はその索引能力に比例せしめねばならぬと同様に、馬車を索引する獸畜數に應じて種々の制限を設けなければならぬ。最も奇抜な演説は愚昧にして頑迷なるコートニイプール卿の行つたものであつた。卿は進歩と名のつくものには何んでも反對する癖があつたが、馬車の使用を全く禁止しなければならぬと考へ

て居つた。卿が斯く主張する理由として第一に擧げて居ることは、馬車は以前よりも馬を使役することが少くなるから、馬種を劣悪にすると云ふこと、第二は馬車出現以前までは重量貨物の大部分は海より倫敦及其他重要都市に輸送せられて居つたから馬車の使用は海運を不振ならしめると云ふにある。たとへ卿の云ふが如きを真理とするも、他の演説者スイフィン氏が云ふが如く馬車は既にその時迄三十年間即ち一六三九年頃より使用されて居つたのであるから、馬車全廢を提言するなどは稍々時期遅れであると云ふことを卿は悟るべきであつた。又實際馬車は十七世紀の初頭から一般に使用せられたのであつた。スイフィン氏は、馬車は運送費を低下せしめたから商業を著しく發達せしめたと附言して居る。かくの如く種々討論せられた結果最後に四輪馬車の使用を許可し、索引馬匹は五頭とすべしと一三票對六七票で決議せられた。

十七世紀の初頭から、贅澤と誇示との二つの理由から幾分反感をもたれては居たが、馬車は更に廣く一般に使用せ

られて居つた。エリザベスの治世の末期には既に倫敦の馬車の大多數は非常に厄介物視せられるに至り、一六〇一年には馬車の過重使用を制限するの法案は實際に議會に提案せられた。一六一九年頃には、或る程度以下に馬車を所有する者全部に對し一年四十磅の税金を課すべしと専ら論ぜられた。當時自家用車は非常に費用がかゝつたので貴族中の富有者が僅かに一臺位を所有することが出来たのであつたからこの課税論は主として貸馬車の所有者を對照としたものであつた。

馬車は最初二頭で索かれて居たが後漸次四頭により索かれるようになった。かの有名なバツキング公は一九一九年頃初めて自分の馬車を索引せしめるため六頭の馬匹を使用した。これは彼の仲間に對する殿様らしい誇りのよい例と考へられる。ところが高慢だつたノーザムバールランド侯はこの威張屋の公爵に負けたくなかつたので、早速自分の馬車を八頭立とした。この種の車は極く大型で取扱の不便な殆んど完全に蓋はれて居るが窓の無いものであつた。

貸馬車は一六〇五年頃倫敦に移入せられ、其後三十年にして、ペイリーと云ふ一船長によりある海濱に於て馬車屋を開業せられた。この頃には、使用せられて居る馬車の數は當局の意見に従へば非常に過多となつたので、馬車取締のため樞密院に委員が任命せられた。その勸奨の結果倫敦及ウエストミンスター附近の馬車の數及其の亂脈な使用を制限するために布告が發布せられた。最近、倫敦及ウエストミンスターに於ける貸馬車の大多數、その馬車の一般の使用は國王、女王、貴族及其他に取り市街通行上非常な妨害となつて來て居る。市街も亦非常に混雜し、鋪裝は破壊せられるので、一般通行は妨害せられ、又危険となり、藥及馬糧の價格は高騰した。そこで國王陛下は、倫敦市から三哩遠く旅行する時以外には貸馬車の使用を禁じ、國王の必要に應じ何時にても國王のために四頭の馬匹を提供するに非ざれば、何人と雖倫敦市中に於て馬車に乗るべからずと云ふ勅命を發せられた。」

當時の市街は狹隘であつたため、車輛運輸の過剩は可成

りな不便と、危険とを發生せしめたこと、及當時運送機關の一つとして近時に倫敦に移入せられ、倫敦の状態に適合せりと考へられて居る箱型駕籠が使用せられて居たことの二つの事實を考慮にいとると、このような命令の正當なることが幾分肯けるであらう。然しこれに反して、この布告の強行は貸馬車業の發達を阻害すると呪はれた。一六三六年六月に困窮せる貸馬車の馭者等は國王にその救済を請願し、自分等の多數に組合を組織し、平和にその業務に従事

することを許可せられんことを乞ふた。彼等はその特權を得るために喜んで、一年五〇〇磅を支拂ふ旨を述べた。チャールズ一世はこの請願を却下し、反つて更に嚴重に布告の強行を命令した。然し請願者等はその歎願を放棄することなく更に鬭争を續けた。他の方法を以て彼等は彼等の訴願の趣旨を明らかに且確然と表白した。彼等は次の如く聲明して居る。即ち「倫敦に於ける真正の貸馬車の馭者は百人を出でず、故に倫敦の幅濶は我等の責任にあらずして、寧ろその罪は餘分の利潤を獲んと熱望するあまり、我等の

領域を犯して貸馬車業を兼ね行はんとする雜貨商人、宿屋の主人、其他の商人に歸せらるべきである。我等は我等同業者の百を超え、且つ二百頭以上の馬匹を使用することは絶對反對である。更に我等は國王に對し一年五〇〇磅を支拂ふのみならず、それに加ふるに、國王のために何時にても馭者五十人と馬匹五十匹とを提供するものである。然るに、この請願は殆んど顧みられなかつた。

この正當なる救済を確保することに失敗したので、貸馬車の馭者達は布告を無視することに決心したので、漸次馬車の數は再び増加を示すに至り、遂に一六三九年には國王も馬車馭者組合に對しその要求して居る免許證を附與するを得策と考ふるに至つた。

この復舊によつて、貸馬車の數は亦もや過多となつたので、布告を以て貸馬車の客を拾ふため街道上に於て駐車することを嚴禁した。ペピスは非常に悦んで語るところによるとこの布告が施行せられるようになったても、家に歸るのに少しの不自由もなく馬車を拾へたそうである。一六六

二年頃には、倫敦市中に於て營業して居る貸馬車の數は凡そ二、五〇〇臺と推定せられて居る。それで、議會は干渉しなければならぬ時であり、又この目的は容易に到達出来るに違ひないと考へた。なぜかと云ふと、一六六三年の四月には、貸馬車馭者の貧しい寡婦の一團はその救済を請願せることが記録に残つて居る。それで議會は貸馬車數を四〇〇臺に減少せしめた。

驛馬車が初めて英蘭に現はれたのは一六四〇年頃であつた。チャールズ二世の即位せる頃には重要都市間例へば倫敦リエクスター間、チェスター―ヨーク間等には相當數の旅客車が定期的に走行して居つた。蘇格蘭はこの點に於て英蘭に先行して居つた。一六一〇年には早くもヘンリー・アンダーセンと云ふ人が乗合馬車を以て、エディンバラ―ライオン間の運輸營業に従事するの勅許を得て居つた。

クロムウエルの共和政府も國家としても馬車を使用することの必要を感じ、一六五〇年には、眞紅ビロードで裝飾せる馬車に對しては、一〇〇磅の奨勵金を下附した。多數

の馬車の必要な場合には、例へば一六五二年の丁株大使のレセプションの時には三〇臺以上の馬車が必要であつた——都市に居住する貴紳はその所有せる馬車を貸與すべし、而して尙ほ足らざる時は貸馬車を備上げてその所要數を満すべしとの命令が發せられた。

歐洲諸國に比し英蘭の製車の理論竝に技術は遙かに遅れて居つた。チャールズ二世の所有せる馬車はそう大して優美な車ではなかつたので、流滴の佛人グラモンは「古代型を幾分取入れ、且近代味をもつた馬車を献上せんと決心した。そこで彼は硝子窓のある非常に優美な幌馬車を特別に巴里で製作せしめることにした。それが到着したので、この馬車は王妃の御試乗の後最初にハイドパークをこの馬車でドライブすることを競ふて、國王の寵妃フランセス・スチュアート及キャツスルメイン夫人の二人が不和となる原因となつた。國王がある約束——偶然に彼女は實行しなかつたが——して、フランセス・スチュアートが勝利を占めた。

馬車に硝子窓を用ふることは一六六三年頃からであつた。アンソニー・ハミルトン曰く、「婦人達は馬車の中に閉ぢ込められることを嫌つて、自分等の馬車に乗つて居るのが外部から見えることを喜び近代車を便利とした。然し人々がこの型の車に慣れるまでには相當の時間が必要であつた。面白い話がピーターボロー夫人に就て傳へられて居る。夫人が或る日のこと新型馬車で外出して居たときのこと、一人の友達に出會つて挨拶をしようと思ひ、硝子窓のことを忘れて自分の頭を硝子の中に突き込んで仕舞つた。一六六六年には硝子窓は一般に使用せられねばならなくなつた。それと云ふのは、ジョン・エヴェリンがその年の十一月十七日の日記の中に彼の出會つた事件に就て次のように物語つて居る。「私の二輪馬車はベツクスレーイ丘の難所で顛覆して、私は頭部に二ヶ所負傷をし、俵のジャツクも私と一緒に居つたのでガラスで大怪我をするところだつた。然し非常に危かつたが幸にも私達二人は大した怪我もせず済んだ。」

チアーレス二世の治世の初頭には、最近になつて解つたのであるが、法規は馬車を過度に贅澤な裝飾をせんとする傾向を抑制せんとして居つた。布告は國王並王族用馬車にあらざれば四輪馬車及二輪馬車を金色に裝飾することを嚴禁した。富有な貴族は十分にはこの布告に従はなかつた。リツチモンド侯は丁抹大使として赴任するに際し、八百磅の馬車二臺を注文した。「大型四輪馬車二臺、六頭分ノ馬具二組付、但シ各頭分ノ馬鞭、手綱及其他附屬品一切ヲ含ム。組合セ文字ヲツケルコト、輻ヲ變ヘルコト、馬車並馬具ハ美麗ナルモノトスルコト、大型馬車の鍍金ニ何等カノ缺點アル箇アラバ、ウイリアム・リチャードノ負擔ニヨリ新ニ鍍金スルコト、引渡スベキ馬車ハ、シール、カーテン、及附屬品一切ヲ有スル車ノ内外ニ金銀ノ房ヲツケタル天鵞絨製大型四輪馬車タルコト。ブリガムスノ新四輪馬車ハ、シールヤ、カーテン及ソノ他馬車ニ裝備スベキモノ全ベテヲ有スル天鵞絨ニ細工セル金色及眞紅ノ布ヲ以テ裏ヲツケルコト、必要ナレバガラスノ代用トシテ各側ニ二枚ノシヤツターヲツ

ケルコト。」

十七世紀の英蘭に於ける道路旅行は未だ簡單な又は愉快なもの云ふには少し距離があつた。馬車の利用は大部分倫敦其他少數大都市、及それら都市間の主要道路に限られて居り、又、十七世紀の後半に移入せられた輕馬車、及一頭立二輪馬車に就ても同様のことが云へる。田舎の物持が馬車を所有して居たと云ふのは事實であつたが、然し重要な長距離旅行を除いては殆んど使用しなかつた。男女ともに一般には騎馬によつて居つた。その當時の婦人は普通男子又は馬丁の背後の鞍褥に乗つた。ジェーン・レーンがウオーセスターに於ける敗北後冒險的脱出の際彼女の侍僕に變裝せるチャールズ二世の背後に乗つて逃げたと云ふのは有名な話である。

何故車輛運輸が地方に急速に擴大しなかつたかと云ふ立要な理由は道路が車輛運輸に對して未だ適應して居なかつたからであつた。一般的條件が甚だしく不良であつたので、急速に發展することは不可能であつた。チャールズ二世の

時代には倫敦オクスフォード間の驛馬車の行程は二日であり、倫敦エキセター間は五日であつた。大陸への主要通路たるドウバー道路は非常に悪かつたので、——特に倫敦附近がひどかつたのであるが——大多數の人々は出来る限りこの道路を通るのを避けた。旅慣れた人々はドウバーからグレイブSEND迄道路を歩き、そこから海路により目的地にゆくことを喜んで居た。當時、馬一頭に對し一哩に付三片、案内者一人に對し一驛に付四片であつた。面白いことには、四輪馬車一臺は五哩に付一志であつたから、馬車の方が安かつたのである。然し勿論御者、左馬御者、及其他にやるチップを加へると結局馬車の方が高かつたのである。

蘇格蘭の狀態はこれより尚ほ悪かつた。一六七八年には六頭立四馬車でエヂンバラ・グラスゴー往復に六日を要して居つた。

車の構造を改良して路面の平坦ならざるところに於ける車の動搖の防止を計ること、もう一つは道路修繕方法の

改善を企てることの二つにより、これらの状態を改善進歩せしめんとして種々努力を拂つた。最初、馬車は全く木造であつたが、一六二年、エドワード・ナツプは馬車を強靱ならしめんとして鐵製車軸並鋼鐵製スプリングを製作し專賣特許權を得た。

道路の状態、並馬車の取扱不便に依つて、最大の危険は顛覆しがちであつたことだ。顛覆せざる馬車を設計せる發明家の專賣特許請求が二三記録に残されて居るが、この發明家の一人に聖羅馬帝國の從男爵チアールス・ツ・ルノソーがこの中に居つた。彼は次の如く主張した。即ち「私はたとへ馬が倒れることがあつても、絶対に顛覆しない特別に輕快な四人乗一頭曳或二輪馬車を製作する事が出来る。又馬が通ることの出来るところは何處でも通れ、且轉廻が非常に急激に出来るので、馬背にあると全く同様に車内にあつてピストルの射撃が出来る一輪車の製作も可能と思はれる。」

十七世紀には、道路修繕事業は非常に重要な問題となつて來た。それは道路上の穴及車轍に石及砂利を詰め込む原

始的の修繕方法は現在出来る最善の手段ではないと云ふことが既に一般に分つて來たからである。歴代の政府は本問題に關し何かよい着想のなきかに就き多くの人々の意見を徴して居つた。多くの道路修繕技師等が自己獨特の方法を實驗せしめられんことを要求せる願書が多く出て居つたことが記録に残つて居る。一六一〇年、偉大な織畫家であつたニコラス・ヒルヤードは當時自分は死の床にあると考へて居つたが——實際は彼はそれから尙ほ九年生きて居つた——サリスベレイ公に書面を送つて曰く、「私は私の生前に於て在來の經費の半額で道路を修繕する新方法を發見した。勞働者ウイリアム・ゴルドスミスを推奨し度いと考へて居ります」九年後ジョン・ショツトボルトは自分の發明せる器具で道路を修繕するため二十一年間有效の免許證を下附せられた。一六五六年、ある人は護民官へ彼の發見した新しい低廉なる道路修繕法を實驗することを許可せられんことを願ひ出た。この方法によれば修繕後永年に修繕する必要なく、又は車の荷重により路面を損傷せられるこ

ともなく、従つて教區税は低減することを得、旅行者の日程は短縮せられることとなると云ふのである。然しながら、このような方法はたとへ成功したとしても、廣く一般に用ひらるゝことは不可能である。一六六四年には、アブラハム・フォレストは道路を修繕し、街路を舗装する新發明の特許を出願した。この願書には委員が聖ゼムス宮殿附近で試験をすることを許諾せることを附記してあつた。國王はこの發明者を議會に推奨したが、議會はこの件に關し何等手續を取らなかつた。こう云ふことはこのような企てに對しては常にあることである。

十七世紀に於ける旅行はあらゆる點から考へて困難なものであり、又不愉快なものであつたが、道路の最悪の災厄は疑ひもなく剽盜とか強盜とか山賊等の横行であつた。ゼムス一世の時代の道路の不安は非常に有名となつたので、一六二三年には國王もこの問題に對し慎重な注意を拂はなければならぬと痛感せられた。王は樞密院に對して、

「余は道路上横行する強盜に關しいたく心を惱まして居る」と云はれた。王は道路の安全を確保するは王の主要任務の一と考へられたので、樞密院が本問題を熟考するように促された。王は見張所を倫敦の内外に設け、倫敦市長並市當局は放浪者の取締並處罰に關する法規制定のため協議すべきであると考へられた。國王は更に附言して曰く、「浮浪者倫敦追放は各地に災害を漫延せしめる危険があるから、全國的の取締法令を制定すべきである」と。

倫敦近郊には旅行者が多いので、市外の主要道路中の淋しい場所は強盜に取り絶好の獵場であつた。一六三六年には、ハウンスローヒス及ステインズ附近の道路上には強盜の横行の劇しさに非常に驚いて、樞密院はこの附近の強盜撃滅のため特別に討伐を開始すべしと命令した。裕福な姿をした騎馬の人を囿として先行しこれと適當の距離を置いて武装せる巡邏隊を從伴せしめて山賊共をわなにかける方法が主張せられた。

その翌年かその翌々年には、ジョン・アレン大尉と云ふ

山賊狩り猛者が現はれ、彼の努力により悪名の最も高かつた山賊五名を逮捕し處刑した。アレン大尉に威かされた他の小葉山賊共は大尉をおそれて逃げ散つて了つた。國王裁判所の首席判事ジョン・ブラムストン卿の調査によると、これらのことは誇張ではないことを立證して居る。大尉の活動の結果として、二三の郡では其後すつかり平穩となつたが、「遂に逃げ散つて居たものが最近再び歸來したが、未だ危険はない」とある學識ある判事が報告して居る。その報告は多分あの恐ろしい大尉が外國に出かけたと云ふ事實に依るものであつたらう。

當時に於ける如何なる戦争の後にも避けられないことではあるが、内亂に於ける對立がなくなつてから後は山賊が非常に増加した。一六四九年十月には、議會は樞密院に對し道路に於ては申す迄もなく、家屋内又はその他の場所に於て行へる強盜、殺人其他の暴行を恣まゝにせるを防止するため有效なる手段を考慮し、之に對する對策を議會に提出するよう希望して居る。

樞密院より發せられた命令は推摘せられたものであり範圍の廣いものであつて、若し適正に實行せられたならば、效果のあつたものに違ひない。騎兵は倫敦の五十哩以内の道路をすべて安全ならしめる義務があつた。倫敦竝ウエストミンスター守護の二ヶ聯隊の各中隊から十騎を派遣し之等を毎日倫敦近郊の道路上を巡邏せしめ、各地方に通曉せる乗馬案内者と密接な關係を保たしめた。宿屋の主人はすべて、客の人相書及その馬の特徴を巡邏騎兵の隊長に報告する義務があつた。

◇ ———— × ◇

◇ ———— × ◇